

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 6月13日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 6月13日
午後 1時00分 開会
午後 2時45分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	柏 木	剛
副 委 員	長	久 米	啓 右
委 員		森 上	祐 治
委 員		原 口	育 大
委 員		阿 部	計 一
委 員		印 部	久 信
委 員		熊 田	司
委 員		蛭 子	智 彦

欠席委員

委 員		蓮 池	洋 美
-----	--	-----	-----

欠席

議 長		楠	和 廣
-----	--	---	-----

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長		高 川	欣 士
次 長		阿 閉	裕 美
課 長		垣	光 弘
書 記		船 本	有 美

II. 会議に付した事件

1. 議会基本条例（素案）と解説（案）の検討について…………… 3
2. 今後の予定について…………… 29
 - ①市民への説明、意見聴取について
 - ②議員協議会への説明について
 - ③執行部への申し入れについて
3. その他…………… 43

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 6月13日(水)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 2時45分)

○柏木 剛委員長 開会いたします。

蓮池委員、きょう欠席されます。

本日、開きたいという趣旨なんですけども、今、この委員会の一応ゴールとしてます基本条例を9月に上程したいということについては、今議会の6月21日に、ぜひ全員協議会の中で、今の委員会の状況なり、条例のできぐあいなりをお話したいという、そういうことがありますので、今回、もう一度、委員会の中で条例内容、今回は、特に解説というのを付けております。わかりやすく、これはもう少しわかりやすく、意味合いをわかるような格好で付けてます。そういったものを確認した上で、全協のほうに提案したいというふうに思ってますんで、きょう集まっていただきました。

きょうの議題ですけども、1番は、議会基本条例の素案と、それから解説案というのを付けております。それはA4の横で、右と左に分けた格好で付けております。まず、これの確認と、それから、次は、これから条例制定、上程前、どんな格好で持っていくかというスケジュールという、こんな話にしたいと思うんです。

まず1番の条例と解説についてですけども、これは実はつくる手順としては、事務局のほうで原案をつくっていただいて、あと正副委員長でいろいろ加筆訂正しながら、言葉とか思いをつけ加えようというふうに思っておったんですが、申しわけないんですけども、そこまで正副委員長ができませんでした。ということで、ほとんど100%事務局のほうでつくっていただいたという状況です。

本日は、ということで、条例及び、それから解説について、特に解説につきましては、わかりやすく平易な文書にしてもらっておるんですけど、これをずっと通していきまして、一応確認いただくというような格好に進めたいと思うんです。ということで、早速ですけども、朗読につきまして、事務局のほうから、できるだけ章を区切りながらという格好で読んでもらって、そこに思うことがあれば意見を出してもらおうと、そんな進め方をしようと思ってますんで、よろしくお願いします。

それでは、早速ですけども、条文、解説について、事務局のほうから、朗読なり、何かプラスすることがあれば、つけ加えるということでお願いします。

印部委員。

○印部久信委員 委員長よ、いつもいつも読みでも。ずっと我々がやってっとなるねんさかい、前文について、何か質問ないかとか、第4条について何か意見ないかと進めていったほうがええんちゃうか。毎回毎回読まんなんけ。

- 柏木 剛委員長 きょうは解説文が中心です。そのへんどうでしょうか。
緑のほうの字です。解説だけです。
印部委員。
- 印部久信委員 そないいつもいつも一緒のこと読みでもやな。
- 柏木 剛委員長 どうでしょうか。私もその辺は。
印部委員。
- 印部久信委員 この項について質問ないかに行ったほうがええんちゃうの。また、一字一句あれか、文章違とったら、「てにをは」皆変えるのか、読んで、一字一句。
- 柏木 剛委員長 気がつくことがあれば。
印部委員。
- 印部久信委員 またやるの。繰り返しなるで。
- 柏木 剛委員長 どうしましょう。
事務局、どうぞ。
- 議会事務局次長（阿閉裕美） 正副委員長さんの依頼もありまして、事務局のほうでつくらせてもらってます。これ事務局のほうでつくっておりますので、一通り読んでいただいて、議員さん方と、また視点が違ってる部分もあるかもわからへんので、御確認をいただいております。おいたほうがよいかと思うんですが。
- 柏木 剛委員長 印部委員。
- 印部久信委員 ぐあい悪かったら、また訂正するねんな、ほんだら。
- 柏木 剛委員長 きょうの場で。
印部委員。
- 印部久信委員 訂正するねんな。

○柏木 剛委員長 そういうことです。これはこうしたほうが良いというのがあれば言ってもらおうということです。

印部委員。

○印部久信委員 ということは、きょうは、またこれで一字一句訂正していくわけやな。

○柏木 剛委員長 あればですね。と思うんですが、どうでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員 基本的に、右の緑の部分、解説の部分は事務局がつくってくれとるねんな。きょう初めて、わしら見るわけやさかいに、礼儀上も、一遍読んでもうて、確認する必要があるんじゃないかと思うし、ただ、今までの形からして、事務局に対して、我々信頼申し上げておるし、だから、一字一句とか、そんなんは問題じゃなしに、何かもしも、多分、私自身はさあっとさっきも、昼休みに読んで、これはようしてくれとんなどいうぐらいしかないけど、もしも何か委員の中に意見があったら言うぐらいでやな、今、印部委員がおっしゃるとるように、基本的に、我々がせんなんことを頼んで、多分、我々以上の文章をつくってくれとると思うわ、解説文。だから、おおむね賛成やけども、形の上で、ちょっと意見も求め、格好つけとかんとやなと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員、それでどうでしょうか。そんなに時間かけずに進むかと思うんですが、一応、一通り通すということによろしいでしょうか。

○印部久信委員 それはそれでええけど、いつも一緒のことをやりよるように思うてやな。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 条文の審議のときほど、一字一句にこだわらんでええかなと思いますんで、解説なんで、条例化されるものではないんで、その辺はちょっと柔軟に対応していってもらってもいいんかなと思っています。

○柏木 剛委員長 じゃあ、そういうことで、あんまり言葉にこだわらずということできると思いますんで、そういうことで、ひとつ事務局のほう、よろしく願います。

○議会事務局次長（阿閉裕美） そしたら、緑のほうの字で書いてある右のほうの部分

を読ませていただきます。

まず、前文です。議会は市民の多様な意見を代表する合議制機関ですが、これまでは審議経過が見えないなどの理由から、市民から遠い存在、閉鎖的といったイメージがあることも事実です。このようなイメージを払拭するためには、これまで以上に市民に開かれた議会づくりを推進する必要がある、議会への市民参加の推進、議会機能の充実・強化及び議員の自己研さんによる資質の向上を図ることにより、市民本位の立場で市政の意思決定、監視、評価、政策立案等を行うことが求められています。

この条例は、南あわじ市議会が目指すべき議会像、市民に信頼され、存在感のある議会を実現するため、議会及び議員の役割、行動指針、議会運営の基本的事項を明確にして、実践するために制定するものです。

条例の趣旨は、南あわじ市民を代表する合議制機関として、市民の意思を市政に反映させるため、積極的な情報の公開と発信及び市民参加を推進することにより、市政の諸課題に対する市民の意見を把握するよう努めるものとし、議員相互の公平かつ公正な討議を尽くすことにより、把握した意見を集約し、政策立案及び提言につなげるものとするものです。あわせて、議員は議会を構成する一員として、議会審議の充実・強化のため、常に自己研さんを行うものとしています。

参考として、二元代表制の説明を少ししております。憲法第93条第2項では、地方公共団体の執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員をともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関として、その権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする組織原理ということでございます。

左のほうの下に、ちょっと緑で書いてある部分については、私のほうが前文のほうの解説を書くときに、少し文章を整理するために書いた文で、これはなかったということにさせていただきたいと思えます。

その次のページになりますけど、赤で、意思決定、監視、評価、政策立案、提言は、すべて議会の使命、これは議員必携の11ページに書かれております、とされているため、責務というのを（前文の中にある）削除してもよいのではないかとということで、少し提案をさせていただいております。

以上です。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。1回1回区切らんでいいですか。

ということで、ずっと通してもらえますか。

○議会事務局次長（阿閉裕美） それじゃ、続きまして、

第1章 総則、目的、第1条の解説を朗読します。

市民の代表機関である議会及びその構成員である議員の役割、行動指針、議会運営の基

本事項を規定して、明確にすることにより、前文に盛り込まれた、南あわじ市議会の基本理念を実現し、市民が安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的としています。

「市民福祉の向上」というのを前回ちょっと追加してはという意見もありましたが、「安心して暮らせる豊かな」部分に含まれるのではないかと思われることと、第3条第3号に「市民福祉の向上」の文言がありますので、この部分ではなくてもよいのではないかというふうに少し感じておりますので、記載させていただいております。

続きまして、第2章 議会及び議員の活動原則、議会の活動原則、第2条の部分です。市民を代表する合議制機関である議会が、市民に信頼され存在感のある議会像を実現するための活動原則を定めています。市民への情報発信及び市民参加の推進により、市民本位での市政の意思決定、市民への説明責任、市民目線での監視・評価、市民の意見を把握・集約して、政策提案等へつなげることを実践することにより、市民に開かれた議会を目指すものとします。

続きまして、議員の活動原則、第3条です。議会に求められる監視、調査、政策形成機能及び議決機関としての機能は、本会議及び委員会における質疑、質問、調査研究、議会運営上の透明性の確保、情報の発信など、議員一人一人の意識と行動によることから、議会を構成する一員としての議員の活動原則を定めています。これまでの議会運営は、市長を初めとする執行機関に対する質疑を中心に運営されてきました。しかしながら、議会は合議制機関であり、議員間の討議を尽くす中で、議会としての意思を決定していくことが必要であることから、議員間討議を尊重するものとしています。併せて、議員は常に市民全体の代表として、みずからの資質の向上に努め、誠実に職務を遂行し、責務を果たすものとしています。この条は、第2条の議会の活動原則に応じた規定となっております。

続きまして、議会改革の推進、第4条です。議会が市民の代表機関として、市民の負託に応じていくため、これまで議会改革特別委員会においてさまざまな改革に取り組み、その集大成として議会基本条例を制定します。

しかし、この条例の制定を議会改革の終着点とすることなく、変革する社会経済情勢に的確に対応するための議会のあり方や、さらなる議会の活性化について、継続して取り組む決意を定めています。

次は、会派、第5条です。議員が、より充実した議会活動を行うために、会派を結成することができるものとし、政策立案等に関し、必要により会派間で調整を行うことを定めています。また、南あわじ市議会は、会派制による議会運営を基本としているため、円滑で効率的な議会運営を図るため、調整等を会派代表者会議で行うものとしています。

続きまして、第3章 市民と議会の関係、市民参加及び市民との連携、本会議は、地方自治法第115条第1項の規定により、公開が原則となっているため、傍聴は自由（傍聴規則の遵守による）ですが、委員会は法律上、公開が義務づけられておらず、委員会条例

で委員長の許可により傍聴できるとする制限公開制がとられています。

以上のことから、本会議とちょっと記載していますが、これ定例会の誤りです。定例会、臨時会は、秘密会となった場合を除き、傍聴ができますが、委員会は委員長の許可、議員協議会、会派代表者会議は議長の許可により傍聴できることとしています。

あわせて市民が議会の審議に参加するための方策として、参考人制度及び公聴会制度の活用と請願及び陳情を市民等の政策提案と位置づけて、提出者の意見を聞く機会を設けることを定めています。

参考としまして、参考人制度、議案、陳情の審査や所要の調査を行うに当たって、審議の充実を図るため、委員会において必要と認めるときは利害関係人、学識経験者等に出席を求めて意見を聞く制度。

公聴会制度、委員会において付託された事件の審査過程で必要と認めるときは、真に利害を有する者、学識経験者等から意見を聞いて、参考にするための制度です。

続きまして、議会広報広聴の充実。第7条、議会広報紙は、広く市民に対して、議会の活動や審議の経過と結果などの情報を提供して、その説明責任を果たすことにより、市民の意思がどのように市政に反映されているのかなど、議会に対する市民の評価を得るためのツールとして、広報活動に大きな役割を果たしていますが、あわせて情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用することにより、さらなる議会及び議員の活動に対する理解と信頼を深めるよう広報活動に努めるものとします。

また、第6条に、公聴会制度、参考人制度の活用による市民の意見を聞く機会を設けることを規定していますが、さらに議会が市民のもとへ出向いて、意見、要望等を聞く機会として、議会報告会を開催するなど、市民と議会の間で、意見、意向が離反しないよう広聴活動に努めるものとします。

あわせて、市民は、各議員の議案に対する賛否については、本会議を傍聴しない限り知り得ない情報であるため、議会広報紙で公表するものとしています。

赤字なんですけども、議会広報紙は、議会情報を提供するための重要なツールであるため、「議会広報紙等により」を追加していますということで、第7条の「議会は」の次に「議会広報紙等により」という文言を追加させていただいております。また、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、第4章 議会と行政の関係、議会及び議員と市長等との関係、ともに市民を代表する議会と市長は、相互の抑制と均衡による緊張関係を保持するものとしませんが、これは両者の対立構図を意味するものでなく、ともに市民福祉の向上を図るため、両者が馴れ合うことなく積極的な政策論議を行うことにあります。

議員の質疑・質問は、その議論の論点・争点の明確化を図り、スピード感のある審議に資するとともに、傍聴及び視聴する市民の理解が深まるよう、一問一答の方式により行うものとします。

また、市長等は、議員の質問に対し、その背景、根拠等をただすため、議長及び委員長の許可を得て、反問できることを定めています。ただし、予算措置や代替案の提示を求めると、議決機関として答弁が不可能な反問は、議長または委員長の秩序保持権により認められないものとします。

政策等の形成過程の説明、第9条、政策等を議会に提案するときは、市長に対し、政策等の推進を高める議論を行うため、7項目の説明を求めることを定めています。市民生活に大きく影響を与えるような政策等に対する議会の意思決定に当たり、より慎重な政策議論を行うために規定するものです。

議会は、提出された情報を有効に活用し、論点を明確にした質疑及び政策形成に努めるものとします。

赤字で、説明資料としてはどのようなものを求めるのかということで、少し記載をしております。この文は、ちょっと省略をいたして、次に行きます。

予算及び決算の審議における政策説明、予算及び決算の審議においても、市長に対し、前条の規定に順次、議会審議が深まるよう、わかりやすい説明を求めることを定めています。

議決事件の追加、第11条、議会は、地方公共団体の意思決定機関であり、市長が提案する案件を議決する使命が課せられています。近年、市政の課題が多様化・専門家化していることに伴い、地方自治法第96条第1項に列挙されている事項以外にも、各種行政計画など、市民生活に直結する重要な計画の策定がふえてきているため、基本構想の策定を議会の議決事件とするほか、議会及び市長が必要と認めるときは、議決事件の拡大について協議することを定めています。

なお、協議の結果、特定の事件を追加することになった場合、この条例を改正して、議決事件の追加を図るものとします。

法定以外の執行機関、委員の就任。第12条、市政の最終意思決定機関である議会議員が執行機関の審議会等に参画することは、機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨から、適切でないとされています。あわせて正副議長及び常任委員会の正副委員長は、可否同数のとき、採決権を行使することになるため、執行機関の審議会等に参画することは適切でないとされています。

以上のような理由から、法律に規定があるものを除き、執行機関の設置する審議会等に参画しないことを定めています。

第5章 委員会の活動、委員会活動の強化、第13条、委員会は議会の内部機関として、議案の審査、所管する事務の調査をより効率的・効果的に行うため、設置されています。南あわじ市議会では、委員会が審査・調査、議会運営の中心となっていること、平成18年の地方自治法改正により、委員会による議案提出権が認められたことにより、委員会の果たす役割は、今後ますます重要なものとなることから、委員会活動の充実・強化は不可

欠なものとなっています。

以上のことから、委員会は、付託案件の実質的な審査はもとより、所管事務調査を活用することにより、市政の課題に迅速かつ的確に対応することを定めています。

また、委員相互の討議を尽くし、合意形成に努めることにより、政策提言及び提案を行うものとしています。

市民に対しては、委員会のインターネット配信、議会広報紙等での審査及び調査、視察報告を行うなど、積極的な情報の公開と傍聴者等にわかりやすい議論を行うこと定めています。

第6章 政務調査費、政務調査費の執行及び公開。第14条、政務調査費は補助金として位置づけられています。したがって、精算後の残金返還はもちろんのこと、当然に目的外の使用はあってはなりません。また、政務調査費の交付に関する条例は、すべての領収書の添付を義務づけるとともに、収支報告書等の閲覧を可能としています。さらに公正性、透明性を確保するため、政務調査費による視察を実施した会派は、申し合わせにより、議長に対し視察報告書を提出することとしています。

第2項は、政務調査費の収支報告書及び成果報告書を議会広報紙及び議会ホームページで公開するため規定しています。参考として、政務調査費について書いております。地方公共団体の自己決定、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割も格段に重要となってきたという認識のもとで、議員の調査活動基盤の充実を図るため、地方自治法の改正により、平成13年度に制度化されたものです。

第7章 議会の機能強化、議員研修等の充実・強化、第15条、議員個人の自己研さんだけでなく、議会として組織的に幅広い意見や知識の集積に努め、議員全体が共通認識を持ち、各議員の情報交換を進めることにより、議会全体として政策立案能力等の質を高めるとともに、議会審議の充実・強化を図ることを目的として定めています。

附属機関の設置、第16条、議会は、地方自治法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等に調査を委託することができることとされています。学識経験者等の意見を聞く機会として、公聴会及び参考人制度がありますが、これらは意見を聴取することにとどまり、議会が必要とする専門的な知見を得るためのものではありません。このため議会が市政の課題に対する専門的な調査が必要な場合、議会の議決により学識経験を有する者等の専門家で構成する附属機関を設置して、調査を委託することを定めています。

議会事務局の体制・整備。第17条、地方分権の進展により、地方議会は、市政の課題を解決するため、その機能を一層充実・強化することが求められており、議会を補佐する事務局の役割も増大してきています。このような状況の中で、議長は事務局職員に対して、議会がその機能を発揮し、効率的・効果的かつ円滑な議会運営を行うため、法律、条例等の調査・研究及び研修の機会、「を」がちょっと抜けてます。追加をお願いします。を十分に設けるようにするとともに、一定期間在職するよう配慮するなど、議会事務局の体制

整備と機能強化に努めるものとしています。

議会図書室の充実、第18条、地方自治法第100条第18項には、議員の調査・研究に資するためと、政府、都道府県から送付された公報及び刊行物を保管するため、議会に図書室を設置することが規定されています。よって、議員の調査・研究に資するため、議会図書室に必要な書籍等の整備と情報通信技術を活用した機能強化を図るとともに、議員は有効に活用することを定めています。

予算の確保。第19条、二代表制においては、市長と議会は相互に独立した代表機関であるにもかかわらず、議会の予算の編成と執行は市長の権限となっているため、議事機関である議会の活動を担保することを目的に、議会として必要な予算の確保について定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇、議員の政治倫理、第20条、南あわじ市議会が目指す市民に信頼され、存在感のある議会を実現するためには、議員に対する市民のゆるぎない信頼があって初めて実現できるものです。議員は、南あわじ市議会議員政治倫理条例を遵守して、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として、その使命の達成に努めることを定めています。

倫理条例の倫理基準では、識見を養う趣旨の規定はされていないため、削除しております。基本条例での規定として、議員としての使命の達成に努めるというふうに、また、少し修正をさせていただいておりますので、また、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、議員定数、第21条、議員の審議能力と市民意思の適正な反映を確保することは、議会の責務を果たすための基本となるものであることから、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の観点や他市との比較だけでなく、本市が抱える課題や人口などの将来展望を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度の活用により、市民の意向を把握するなど、総合的に検討していくことを定めています。

また、条例の改正は、市民への説明責任を果たすため、総合的な検討に基づいた明確な理由を付して、議員または委員会が提案するものとします。

続きまして、議員報酬、第22条、平成20年の地方自治法の改正により、議員の報酬と行政委員等の非常勤職員等の報酬の違いが明確化され、それぞれ条文を分けて規定するとともに、さらに議員の報酬については、固有の名称、議員報酬が新たに設けられました。議員活動には、本会議や委員会等へ出席する公務活動だけでなく、会派での活動や非公務の議員活動としての地域住民等からの意見や要望の聴取など、広範な領域に及んでいます。議員報酬の改正に当たっては、こうした議員活動の範囲、調査、審議事項の複雑・多様化、市の財政状況、社会経済情勢、他市の状況など、多角的な視点のほか、参考人制度及び公聴会制度の活用により、市民の意向を把握するなど、総合的に検討していくことを定めています。

また、条例の改正は、市民への説明責任を果たすため、総合的な検討に基づいた明確な

理由を付して、議員また委員会が提案するものとします。

第9章 補則、他の条例との関係、第23条、この条例は、南あわじ市議会の活動を規範として位置づけがなされており、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨に反することのないよう整合を図ることを定めています。

制度の検証等。第24条、議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証を行い、その結果、必要があると認めるときは、適切な措置を講じることを定めています。

なお、この条例を改正する場合は、市民への説明責任を果たすため、改正の理由及び背景を説明することを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 ありがとうございます。

そしたら、もう一つ、これについては、ここに別紙が机上にあるんですけども、これは法制局になるのかな。

○議会事務局課長（垣 光弘） 文書法制係。

○柏木 剛委員長 文書法制係からの条例に対するコメントがついていますので、そのことだけさっと流してもらえますか。さっとだけで結構ですから。

○議会事務局課長（垣 光弘） それでは、文書法制係のほうへ検討を依頼しておる部分について、何点か再度検討されてはというふうな文でコメントが入っております。

前文をあけて次のページ、第2章、議会及び議員の活動原則、第2条、議会の活動原則の第2項で、「議会は市民の傍聴及び視聴の意欲が高まる議会運営に努めるものとする」とあるんですけども、コメント1として、第7条の2項、議会広報広聴の充実といった条文のところでは、「多くが市民が議会と市政に関心を持つように」と、この第2条第2項の「市民の傍聴及び視聴の意欲が高まる」という条文よりも、より幅の広い意味の目的を規定しているので、いかがなものかなというふうなことが書かれております。

次、第4章 議会と行政の関係、第8条で、「議会審議における議員と市長等及びその職員とその関係は、次に掲げるところにより、緊張ある関係を保持することに努めなければならない」となっておるんですけども、前文では、「健全な緊張関係」というふうな文言が使われておりますというふうなことでコメントされてます。

次、第11条の議決事件の追加のところ、第2項、「議会及び市長等」というふうな形で条文はできておるんですけども、コメントとして、市長等にも協議を義務づけするように解釈できないかとするならば、議会基本条例の規定の範囲を超えている可能性がある

りますということで、議会だけじゃなく、市長にも協議することを義務づけているのはないかというふうなことです。「議会及び市長等」とあるんですけれども、「議会は前項に掲げるもののほか」でもよいのではないかというふうなことです。

次、第12条、法定以外の執行機関委員の就任、第12条、議員は二元代表制及び住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関及び審議会の委員に就任しないものとするとしておったんですけれども、コメントでは、ここである法定以外の文言なんですけれども、法律で議員の参加を義務づけた以外のという意味で使用しているにもかかわらず、地方自治法第138条に基づかない機関、つまり法律または条例に基づかない機関を指しているようにも解釈ができるのではないかというふうなことです。

もう1つ、コメントですけれども、地方自治法第138条の4に規定する機関を指すのであれば、同法では執行機関の附属機関と規定しているとなっておるんですけれども、このここで「法定以外の」いうのを「執行機関の附属機関」と規定してしまえば、法律等でもどうしても附属機関の委員に就任しなければならない部分もあるので、事務局のほうで、別案として2案つくりました。ちょっと説明させていただきます。

執行機関への委員の就任ということで、第2条、別案ですけれども、議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、執行機関の附属機関で議員が法律で定められている委員以外は就任しないものとする。

別案2、第12条、議員は二元代表制及び住民自治の観点から、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関の主催する会議、諮問委員会、補助団体等の構成員にならないものとするということで、2つ案をつくってみました。また、後で検討していただけたらと思います。

次、第16条の附属機関の設置、議会は、調査、諮問または調査のため必要があるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとするとしておったところ、コメントとして、さきの執行機関の附属機関との関係が紛らわしい。設置根拠が、地方自治法第100条の2に規定する学識経験者による調査を指すのであれば、異なる名称を使うのが適当ではないかというコメントが入っております。地方自治法第100条の2の解説なんですけれども、第28次地方制度調査会の地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申においては、複数の者の合議による調査、報告もできることとすべきであるとしている。この趣旨は、個人だけでなく、団体等にも知見を求めることができるということ、及び複数の個人に知見を求め、その合議による調査または報告を求めることができるというふうなことであると思われる本条においても同様の運用ができるものである。逐条地方自治法解説より。

次に、先般、兵庫県も基本条例が制定されておりますけれども、兵庫県議会基本条例の第7条、調査機関の設置、議会は、議案の審査または県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する審査ま

たは調査のための機関を置くことができる。

県議会の考え方、自治法第100条の2による専門的知見の活用としている。自治法の逐条解説では、複数の個人に知見を求め、合議により調査または報告を求める運用ができるとしているため、議会基本条例第7条を根拠として調査機関を設置して、その機関に自治法第100条の2により調査を行うこととしている。

調査機関としたのは（附属機関としなかった）理由として、諮問を行い、答申を受ける執行機関の附属機関のような印象があるため、また、合議制機関として、専門的知見の調査、報告を審査、調査の判断材料の1つとすることを趣旨としているためとなっております。

次、第22条の議員報酬のところです。先ほどの解説のところでもあったんですけども、議員定数の2項、3項と、第22条の2項、3項が同文であるため、ここの部分を第2項、前条第2項及び第3項の規定は、前条の条例を改正する場合について準用するというふうなことで、条文の簡略化を図っております。

以上です。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。総括しながら、まとめていきましようか。どうでしょうか

そしたら、順番に行ってよろしいですか。1個1個確認して行って、まとめていきたいと思しますので。それじゃ、2ページのところで、執行部のほうからコメントもしております赤字のほうですけども、これについて、これは責務という言葉は削除してもいいんじゃないかということです。これはどうでしょうか。

はい、オーケーです。じゃあ、その線で、これは採用です。責務はカットと。

2つ目、3ページの第1条、市民の福祉の向上という言葉はあるんで、要らないんじゃないかということかと思いますが、いかがでしょうか。

うんうんですか。じゃあ、そういうことで、これはカットということ。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 緑のところで、ちょっと気になったので、一言だけ。そこの3行目の真ん中辺の「市議会の基本理念を実現し（市民が安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に）」というところですけど、「基本理念に基づき」かなと思ったりしたんですが、「実現し」、どないですかね。実現が括弧書きの中にあるけど、実現、実現となって、読みよったらおかしいなと思ったんで。

○柏木 剛委員長 基本理念に基づき。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 意味は変わらないと思うんですけどね。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 はい。じゃあ、これを使って。
印部委員。

○印部久信委員 これよ。この解説案というのは、条例の中へ出てくるの、どっかに。

○柏木 剛委員長 出てこないです。左右独立です。
印部委員。

○印部久信委員 議会基本条例の解説とかいう、別冊をつくるわけ。

○柏木 剛委員長 というか、多分、基本条例そのものは左側と右側へ分かれた括弧が
セットになっとるんじゃないかなと私はイメージしとるんですけどね。条例だけだったら
左側だけなんですよ。どうですかね。
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待って。南あわじ市でこれが別冊で出るのか。

○柏木 剛委員長 事務局、どうぞ。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 条例のほうは、これが制定されましたら、南あわじ市
のたくさん条例あります中に入っていきます。それは解説を含んだものではありません。
あくまでも条例だけです。解説については、市民の皆さんに説明したり、全協で議員さん
方に説明したり、これから議員さんが改選があって、いろいろ変わっていく中で、改選時
にまた基本条例の趣旨を議員さんに説明するときに使用するなりというふうな内部資料と
して使用します。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 となると、そない一字一句よ、神経質に、これ見とかいでええんちゃ

うんかと思う。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市民の方も見る機会がある。インターネットでも見れる。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そらあるけどやな。そらそうやけど。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 おかしいと言われて、直さんのもつらい。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そら、まあそうやけどやな、条例であつたらきちっと出てくるもんやの。誤字脱字はともかく、文言をずっと行き出したら。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 文言が、気になるとこだけ、ぽんぽんとやれば。

○柏木 剛委員長 そうですね。この形は、蛭子委員が言われたような格好で、別冊の格好になる。

印部委員。

○印部久信委員 別冊でもきちっと、そんなもん、みんなに行き渡るんじゃないに、必要なときにこれが出てくるということだ。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 恐らく、これ、インターネットで公開するとか、そんなことがあるんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 解説も。条例と解説と併用するの。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 見たいと思う人は、見られるようにしといたらええんちゃいますか。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 要するに、正式な原本は条例だけ、それ以外のときだって、我々日常的に使うんだったら、解説も一緒についとるものの方が使いやすんちゃうか。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、ちょっと待って。条例は、わしもこんなこと言うと勉強不足やけど、すべて解説というのはついとるの。見たいと思ったら、これの条例についての解説を見たいと言うたら、すべての条例についとるのかということをお願いする。

この議会基本条例だけか、これをあえて解説のものをつけるというのは、何のためにつけるの。それだったら、ほかの条例は解説というのはついてないんだ。議会基本条例は、何でこの解説というのをつけらんといかんのか。何や、これ。ちょっとわかりにくい。同じ条例だ。他の条例についたら、一々条例についての、そしたら、この意味は何か、どないなというような、そんな解説はどっかに置いてあるのか。

何でそしたら、議会の基本条例だけは、この解説というのは要るの、条例で。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 私の個人的な考えですけど、議員がみずから、今、条例をつくろうとしよると。いうことは、やっぱり市民とかに対して、共通の認識のもとで説明ができるようなものが副読本というか、こういうものがあつたほうがいいやろうということやと思います。伊賀市とか、いろんなどこを見たときも、大体逐条解説のついたものがかなり、市民が見てもわかるようにしてあるし、備えてますんで、やっぱりあつたほうが、議会として、法制局とか執行部が自分でつくってくる分については、それはそれでええんですけど、議会が、今、初めてこういう形で、議員発議で取り組もうとしとるものなので、そういう意思統一というか、意思の平準化とかも含めて図るような資料はあつたほうがええやろう

ということだと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、わしが言うのは、これを何か特別扱いの条例のように思っておるように思ってしゃあないんや。我々は議員発議の条例は、やっぱり平等であるべきでなかったらいかんのちゃうんけ。ということは、我々は議会の議員発議でする条例というのは、結構出てくるわけやの。それらにも、今度から、この解説というものはつけていくんか。何でこれだけ、何でこの基本条例、同じ議員発議の条例に、これは特別な条例なんけ、そしたら。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 倫理条例というのは今までにつくったことあったと思うけど、議員倫理条例ですね、今思うのにはね。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議員倫理条例は、条例と運用規則というのは別にある。解説でないんや。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ただ、実際に市販されとる倫理条例なんかのつくり方とかいろんなものを見てたら、やっぱり逐条解説的なものを備えて出しとるんですよ。それは別に要るわけでもないけども、今回、基本条例いう形で、議会改革として、みんなで練り上げてつくっていくという中では、やっぱりほかの条例と条例自体は横並びですけど、議会がみずからつくり上げたという中では、ぜひ最初、こういうものがあつたほうがいいというふうに私は思うんです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議員倫理条例の場合は、条例と運用規則でなかったかな。それは、いわゆる条例は条例、その条例を運用するにおいてということで、あれは解説本ちゃうねん。運用規則やさかい、あの運用規則に、いわゆる条例を施行するがゆえの細かなことを

書いてある。だから、もう表裏一体でなかったらいかんねん。あれは表裏一体でなかったらいかん。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 今言うたんは、市販されとる解説本とかがありますよということ言うたんです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやけど、南あわじの場合は、ということは、そんなんであつたら、こない言うたらええん違ふの。今言うたように、議会基本条例というものは、特別な条例やから、あえて解説本をつくるというように言うたらええんであつて、議員発議の条例全部に平等で行くやということではできらんのだろう。そやから、あえてやりよるのちゃうの。だから、議員発議条例は条例でも、議会基本条例は特別という意味を込めて解説本をつくりたいんだろう。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 条例は横並びやけども、議員の最高規範という言葉はあえて抜かしておったけども、やっぱし議会全体のあり方を、前文か何かにあつたように、示そうというふうな意味であれば、今言うたように、特別なものやと思います。条例としては横並びですけど、特別なものやと思います、議会の基本として。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは全会一致、全員一致でつくっていきつつ、また、それぞれについて、市民に説明するのは執行部が説明するんでなくて、問われたときに、議員が説明するというのが建前でいくと思うんですよね。だから、この条文の意味は何なんだと。これはどういうことなんだと言われたときに、答えるための解説という趣旨だろうと、そう理解しとるんです。

自分たちでつくったものであるから、そういうものが説明できるようにしとくのがええであろうということで、いろんな解釈があるんですけど、基本のベースになる解釈を書いてあると。常にそこに立ち返って説明するようにしましょうという意味だろうと思うんですけど。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今回の蛭子委員の意見につけ加えて、市民の側から見ても、この基本条例を見た場合に、条例だけをぱっと見せられるのと、横に解説をつけて、これ、全然理解度が違ってくると思いますよ。我々も議員もそうですよ。より深く理解するのは、こっち読んで、もう一遍こっち読んだらというような、そういう市民へのサービスという観点からも、議会基本条例が、我々議員が何日もかけてつくった思いを少しでも市民に理解してもらうためには、こういう解説、特別な、さっき言いよった条例という観点から、つける必要があるな、つけたほうがええなと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと話飛ぶけど、これだけのことをして、これだけの解説のものもつけて、条例を制定しようとする。それで、なおかつこれだけのことをして、もう一遍市民にパブリックコメントをまだとるわけ。飛ぶけど、これだけのことをして、まだとるわけ。これだけのこととして、まだ市民にするの。

○柏木 剛委員長 そしたら、これどうしましょう。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 世間、全国に流れるんですから。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これも流すの。逐条も流すの。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 逐条も流れます。それから、ちょっとおかしいと思われるような部分。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 解説も流すの。条例に解説まで流さんでも。

○柏木 剛委員長 理解してもらうためには。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その辺の視点で見てもうて、解説の部分を含。

○柏木 剛委員長 そしたら、もう1つだけ、今、課長が言われたコメントの中で、第2条のところについてコメントがあるんですけど、これの結論だけちょっと出したいたんですけども。第2条の第2項です。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 コメントいうて、このコメントに我々反論できへんだ。反論できるの。

○柏木 剛委員長 これはこっちへ入っとるね。このコメントの分は。このコメントは条例に入ってるな。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 今、課長が説明した部分が入ってないので。

○柏木 剛委員長 入ってない。入っとん違。う。
印部委員。

○印部久信委員 これでよろしいですかいうて言うたところが、こないせえ言うてきたやつ、どない反論するのよ。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 こちらに選択肢のある内容もありますので。

○柏木 剛委員長 これはどういうことを言ってるんかな。このところは。第2条第2項のコメントは。7条第2項か。入っとるんで。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 整合性をとれということでしょうね。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） ちょっとこれを検討する前の前提として確認しておきたいのは、第2条については、議会の活動の原則を規定しております。第7条については、議会広報広聴の充実という観点からの条文となっておりますので、その辺を前提にして検討をお願いしたいと思います。活動の原則ということで、ごく基本的な部分を第2条は書いているというふうなことです。

○柏木 剛委員長 ということは、どうしたほうが良いということをおっしゃるか、これ。傍聴とか視聴は要らないということですか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局、もう少し幅広く出したほうがええんでないかということで、傍聴や視聴の意欲が高まるということも、関心を持ってもらうことの一部であって、関心を持つということは、もっと幅広いよということをコメントしているんだと思うんですけど。だから、幅広く表現するほうが良いのでないでしょうかという提案ですよ。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 2回ダブるといのもちょっとね。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、言葉の表現の仕方は別にしても、傍聴と視聴の意欲が高まるというのは、かなり限定的でないかというニュアンスだと思うんです。

○柏木 剛委員長 だから、私は結論を急いどるんですけど、多くの市民が、議会と市政に関心を持つよう議会運営に努めるものとするというふうに変えたらどうかということをおっしゃるか。違います。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 僕は変更する必要ないと思います。議会の活動と活動の結果を広

報広聴するということとは、また別次元の話なので、活動部分については、市民の傍聴及び視聴の意欲が高まるということでええかと思うんですけども。広報広聴は、もう少し広い意味での市民へのPRという意味で、この表現で僕はええかなと思うんです。変更する必要がないという意見です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 全く、久米さんと同じことで、特に第2条については、議会の公的な活動の原則ということで書かれていますので、そうなってきたら、本来は傍聴だけでいいと思うんですね、委員会なり本会議の。ただ、最近はインターネットでも放送されてるんで、視聴というのは後で追加したというような形になっております。

○柏木 剛委員長 ちょっと時間があれなんで、一たん切りましょうか。休憩させてもらっていいですか。済みません、ちょっと時間かかって申しわけないです。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

○柏木 剛委員長 再開します。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 6ページの緑の字の4行目のツールという言葉が、ちょっとなじみがまだないのでないか。手段ぐらいのほうがええんでないかなと。ツールという言葉よりも手段のほうがええんでないかと。それだけです。

○柏木 剛委員長 わかりました。

6ページに行きます。議会広報紙等によりという赤字が、左側の条文に入ってます。これについてはいかがでしょうか。

議会広報広聴の充実でオーケーですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 オーケーです。

次に行きます。7ページの下の方の赤字は、これは何か解説の中に入ってくるような

言葉ですか。実際のと時の話ですね。ということで、気になるということで書いてくれと
るとということで、言葉としては出てこないということです。

印部委員。

○印部久信委員 ちょっと横やり入れる場で悪いけど、これ、今聞いたら、市の総務の
文書法制係でチェックしてもうた言うた。こんだけ格調高うて、これだけ気を使いながら
やるのよ。市の総務課の文書法制係のレベルでええんか。何でもっと高いレベルのところで
チェックしてもらえへんの。

この委員会で、ここでチェックしてもらわんかいうのは、いつ決めたんで。

○柏木 剛委員長 これ、前も手順的にはここへ入ってました。話出てました。

印部委員。

○印部久信委員 これだけレベルの高いの、市の総務ぐらいのレベルでいかんと、県か
国のきっちりした文書課で見てもらえへんの。また、これ、我々がこない書いてあるけど、
議員発議の条例やからそれでええけど、自治法に抵触しとるかしてないかいうやつもあれ
へんけ、これのチェックはどこするのよ。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、南あわじ市の条例、ずっといっぱいあって、その中に、この
条例を加えようとしとるんで、まずは南あわじ市のほかの条例との整合性いろのを見ても
らうのには、市の法制係に見てもらわうべきやと。自治法についても、法制係は、そら熟知
しとるはずなんで、それも見てもらえろやと。だから、やっぱしうちの条例つくるた
めには、うちの法制係に、うちの市のほかの条例との整合性等を見てもらわなあかんのち
やうかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 事務局の見解どうですか。

印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待つて。南あわじ市の市の条例をつくりよる場合は、南あわ
じ市の総務の文書法制係は独自でやりよるのけ。これは、また上部団体の文書課で、これ
チェックしてもらいよるのちゃうんか。それだけ信頼できるの。上部団体でチェックして
もらいよるのちゃうの、自治法との整合性。

○柏木 剛委員長 どうでしょう。
 事務局。

○議会事務局長（高川欣士） 基本的に、必ず条例とか要綱とか規則とかつくるときに
 ついては、担当課で原案をつくりますけども、内容については必ず総務課の法制担当と協
 議をします。どうしても非常に法律なりの解釈で難しい場合については、うちもぎょうせ
 いですかね、民間のところもありますし、県に問い合わせることもありますけども、万事が
 万事ですね、必ず県に問い合わせるということはないと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、このたびあった人形会館の条例の指定管理者、何であの原
 案よ、あの条例をどこがチェックしたん。文書課、チェックしたん。あれはどこがチェッ
 クして議案出してきよるの。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局長（高川欣士） 条例のほうは、多分チェックされていると思いますけど、
 法制のところ、添付資料までは多分チェックはされてない。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 だれ、チェックしよるの。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局長（高川欣士） それは、決済をとられていると思うんで、部長なり、上
 までは行ってると思いますけど、その辺は具体的にはちょっと。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなこと言うんやったら、そんな勝手なこと言い出したらやな。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そこまで問題言うとしたら前へいけへんのでな。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 県の文書課で見てもらえの。そんで、また直さんかいや。

市がそんなざつとしたことして、チェックのほう、ええかげんなことしよるのにやな。そこまで大事に大事にやな、市の法制係までチェックまでしてもらいよるやいうて、市のチェックが、あないなチェックしよるところでええんか。

○柏木 剛委員長 済みません。じゃあ、今の法制のあれで、第7条について、コメントが入ってますね、第7条第2項について。これは済みですね。

それから、同じく8条のコメント、緊張ある関係というのは、言葉は。

8条は既に直してますね、本文のほう。第8条のところは。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 本文は、もともとは、第8条は「緊張ある関係」で、前文が「健全な緊張関係」というふうな書き方になってます。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 前文に合わせたらええんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 ということは、健全なという言葉を入れるということですね。じゃあ、この件はそれで。

そしたら、次、行きます。今度、出てくるのは11条のところですよ。11条のコメントについて、「市長等」を外すという言葉ですね。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 法制係の指摘のとおりかと私は思います。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 そしたら、最後のほうで、もうあとは、次、第12条ですね。第12条の法制のほうからのコメントはどう解釈していくか。2つの案が示されていますが。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 別案の2ですが、一番下の行に、補助団体等の構成員にならないものとするというのが加えられておるといことで、補助団体の構成員になることは往々にしてあると思うんですね。ですから、僕、その上側の2行で簡潔にまとめられてる案がええかなと私は思います。

○柏木 剛委員長 第2条の上の別案ですか。確かに、私も、ちょっとこれはひっかかったな。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 同感です。

○柏木 剛委員長 これ、別案の上を採用です。
そして、あとは第16条です。執行機関の附属機関と紛らわしい。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 紛らわしいという指摘のとおりですので、調査機関で。

○柏木 剛委員長 これは附属機関は調査機関にするということによろしいですね。
そして、今度は法制係のほうは、まだちょっとあるんですけども、12ページの赤字のところ。執行部のほうで。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 同じことを書いてあるなと思って気になっと思ったんですが、指摘のとおりかと思います。削除して、赤字のとおりで条文は成り立つと思いますので。

○柏木 剛委員長 ということは、12ページの赤字のところ。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 済みません。ちょっと先行き過ぎました。

○柏木 剛委員長 これ、もう一回済みません。12ページの赤字はもう一回説明してもらえますか。

事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） この部分は削除した部分になってますので、削除前の部分をちょっと読んでみます。

議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持、済みません、ちょっと違います。修正後のを読みます。

議員の政治倫理に関しては、南あわじ市議会政治倫理条例に定めると。第2項で、議員は市民全体の代表として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うように努めなければならないという条文になっていたところを「識見を養う」というふうな、こういう趣旨は倫理条例の中に出てきておりませんので、南あわじ市の倫理条例の中で、削除させていただきました。

それと、議員として使命の達成に努めるというふうな形に削除して書き直しをさせていただいております。最初は、「識見を養うように努めなければならない」というふうになっていたものを「議員としての使命の達成に努めなければならない」というふうな書き方に変えてみました。

○柏木 剛委員長 わかりました。どうでしょうか。これは直した状態ということですか。よろしいですか。

そしたら、次、第22条のところは、これは法制系の指摘で、これでよろしいですか。2項、2、3はダブってくるんで、これの表現で。

そしたら、これに関しては以上です。

森上委員。

○森上祐治委員 10ページの第16条の右の解説の学識経験者の「者」は要らんと思
う。学識経験を有する者。

○柏木 剛委員長 事務局。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 学識経験、あっ、ほんまそうですね。済みません。誤
字で。

○柏木 剛委員長 ありがとうございました。

そしたら、これで一応条例案と解説についての案については、一たん、この委員会としてはこれまでとします。

そして、次の話に進めます。

もう既に問題になっておりますが、これからの予定の中で、市民への説明、意見聴取について、どうするかということで、前は意見が割れまして、今度の全協の中でそれを諮ろうかという話だったんですが、やはり委員会として一本にまとまっとかずに、全協に出すというようなことは、ちょっとみっともないといえますか、ということで、やはり本日、その件について、委員会としての一応合意をしておきたいということです。

ということで、改めまして、市民への説明、意見聴取について、どうするかについていろいろ御意見を出してまとめたいと思いますが。

印部委員。

○印部久信委員　　これ、市民の説明、意見聴取、これ2つにとれるんやな。2つやな。動く行動とした、説明、意見聴取、2つやな。私は、意見聴取については、パブリックコメントでもとるんかなと思っとるけれども、私の思いは。思っとるけど、市民の説明、意見聴取というのは、具体的にどないして行動に移す考えで。説明、意見聴取を具体的にどんなような行動して、市民からの説明、意見聴取しようと委員長は思っとんの。

○柏木 剛委員長　　私は、パブリックコメントを求めるということで、説明会とかいうことは抜きにして、議会だよりのなもので送って、それに対して、読んでもらって意見を求めると。そういう手段でいいんじゃないかというふうに考えています。説明会する必要はないと思っています、私の考えはですね。パブリックコメント、求め方としては。

印部委員。

○印部久信委員　　ということは、具体的な動きとして、この原案、本会議に発議する以前において、あれか、広報、議会だよりに、この前文を載せるわけか。逐条も解説も含めて、これを全部載せるわけ。それで、市民の皆さんに、これで行き渡るわな。それにあれか、この意見について御意見をお聞かせください。意見によったら、この原案を修正させてもらいますと。修正した後に、改めてこういうものでどうですかということをもたすんか。どないするの。具体的な手順よ。

○柏木 剛委員長　　想定ですけどね、私は。意見は出てくると思うんです。何通出てくるかわかりません。ゼロかもわかりませんがね。ただ、それに対しては、もちろんこの委員会の中で話して、ごくごもつともで、こういうふうにするべきだというのがあれば、もちろん変えたほうがいいと思うんですけども、それでなければ基本的にはそれに対するこ

とに対しては、ホームページなり、あるいは広報紙で、今度こう決めましたという中で回答すると、こういうことですよということを回答してやるというところでいいんじゃないかと思っています。

印部委員。

○印部久信委員 ということは、意見が何十通が出てきた。それについて、それを取り上げないとした場合、その1通1通に対してコメントをつけて、あなたの意見はこういうことでしたが、今回は取り上げることができませんでしたということは、1件1件について、委員長名であれするのか。

○柏木 剛委員長 いや、共通でこういう意見が寄せられましたが、これに関してはこういうことで考えてますということを回答すると。それは1個1個じゃなくて、全体としてですね。議会だよりの中で、最終的には、9月上程して、上程が可決されれば、議会だよりの中で、南あわじ市はこういう条例を制定しましたと。ただし、その前にパブリックコメントを求めた結果、こういう意見が出ましたがということで、そういうページがあって、そこに対する回答を出すという、そんなスタイルかなというふうに思っています。

印部委員。

○印部久信委員 そしたら、今まで南あわじ市でパブリックコメントとったこと何回ある。私の考えでは1回や。我々が議会でとったパブリックコメントは1回だったと思う。定数のときに1回パブリックコメントとった。そのときは、定数が決まりました。こういうことになりましたということでパブリックコメントをとったんちゃう。定数について、どう思われますかということでパブリックコメントをとったんや。ならば、そういうところから推し進めていったら、南あわじ市議会は、もろもろ序論いろいろ書いて、今般、議会基本条例を制定したく考えております。よって、皆さん方にはその条例についての御意見がありませんかというてできる事前にパブリックコメントをとるのやったらわかるねん。まだわからんでもない。

できました。見てください。あなた方の意見がよかったら、また再考して書き直しますよというパブリックコメントの取り方はないと思うんです。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 今回出てきた案ですからね。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやからよ、この案でもよ。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もうこれ並行線よ。そやから、この間も言ったように、我々もそない言いもって、つき合いしてきとるねん。私と印部委員の意見以外は、何か知らんけども、そういう意見がありましたということのを全協で言うてもうて、その中で、それが皆さんが言いよることが正しかったら、これはこれでええんとちゃうけ。何でもそうだ。全会一致やいうて、それはものによって絶対そんなことはできへんと思う。今回のことは、これははっきり言うて、まとめる意味で、どっちみち全協に出さないかんのでしょ。そやから全協で出して、それは委員長の言いよることはごもつともですということが多ければ、これはそんでええねんや。これを我々ががたがた言うこともないしな。そんでなかったら、何ぼ言いよっても、この間言いよったように並行線で、何で、我々のことを住民に一々、それでアンケートとってせんなん、大方1年、2年かけてやりよるねんで。そら、ちよつと筋が違うと思うんでな。

○柏木 剛委員長 ただし、私はやっぱり全協で賛否をとるようなスタイルは望ましくないというふうには思っておるんです。
印部委員。

○印部久信委員 何回も重複するかわからんけど、パブリックコメントを今の議会の中で、やはり病みたいに思っと思って、これはパフォーマンスとしてせんといかんと思っやりよるのか。けど、ほんまに修正まで考えてパブリックコメントをとるのであったら、やっぱり事前に市民のニーズ、要望というものをここの委員会で吸い上げといて、それも参考にしながら委員会で基本条例をつくっていくんなら、まだわからんでもないけど、原案できました。前の議員定数のときでも、最初は22だったか25で決まっと思って、またひっくり返ってこないなって、どの時点でパブリックコメントとったんか、今ちよつと正確に覚えてないけど、議員定数はどない思いますかということのを議会上程して、採決する前にとつとる。定数についてどう思いますか。これも回答が数人であったと思ったな。たしか数人、議会事務局に、今でもその数字持っとうかどうか、数人だったと思う。

それで、数人の、いろいろばらばらや。定数ふやせ言う人もあったように思う、あれ見たら。月給下げてでもふやせいう意見もあった。数人のパブリックコメントをとって、議会が発議して、一遍24をやって、決まっと思ったんを半年後に、議会が発議して決めとったのに、また議会が発議して20にしたんやで。そのためのパブリックコメントというのは、

それだけや。ほとんど、それこそ我々から見たら、何のためのパブリックコメントかというようなことや。

今回も、恐らくそれに近いようなことになるんであって、ほんまにする気であったら、原案つくるまでに市民の皆さん方からの要望というのをパブリックコメントで聞かせといてもうて参考にしてやるべきや。ほんまに市民の声を入れるんなら。

ここまでできてから、最後にそんなことやってよ、そんなことは、私はこれ以上言へんけどな。もう終わり。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 基本条例は、我々も自信を持って発委して、市民にもこれ見てもらおうと思ってますから、皆さんも同じやと思います。これ自信を持って、どこのほかの市に見せても恥ずかしくないと思ってます。当然、この条例で、我々は行きたいということです。意見を求めるというのは、そういうことをやってるという議会についての市民の意見ですから、条文に突っ込んだような意見は、恐らくないと思いますし、言ってこられても変更するつもりは私はないです。

委員長は少し揺らいだ発言してましたけども、委員会としては、そういう姿勢で行かないと、今までやってきたことが足元から崩れますから、この条例は、ほんまに皆さんのおかげで、事務局にも労力いただいたんで、自信を持って送り出せるもんだと思ってますので、そういう気持ちは皆さん持っとってほしいと思います。ですから、この条例、こういう活動についての意見を市民にいただくという考えです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それやったら、パブリックコメントをとる趣旨がわからんようになってくる。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、久米副委員長おっしゃったように、我々、この今あらかたできておる基本条例案については自負をしているというか、私個人はね、立派なものを皆つくれつつあるなと思ってます。

ただ、パブリックコメントという形をとる以上は、本来のパブリックコメントは意見を求めるんですから、意見を求めるということは、初めから何ぼ立派なものであっても、意見を求める以上は、いただいた意見について検討せないかん、原案とどうか。仮に意見の

ほうが、これはやっぱりそうやなと思うんだったら、やっぱりここちょっと修正するかというような用意が、この委員会であってしかるべき。そういう日程で進むんが、パブリックコメントやるんであればね。そういう手順を踏まないかんと思うんです。それをなしに、形だけ、よそしよるさかい意見聞こかいと。パフォーマンスだけだしたら、それは今出ておるような。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 パフォーマンス、この前、やるとかいうことやったでえか。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 だから、私はやる意見賛成なんですよ。だから、そういう腹で進めるべきだと言ひよるわけや。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 やるんなら、いつでもやな、修正に応じますいう気持ちを持つとかなとやな。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そういうことなんや。と私は思っとるねん。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 こういうものをつくりましたよでええと思うねんけどな、わしは。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 どうしても、そのまま行こうと思つたら、全協でどうせ諮らんなんねんから。委員長や副委員長が言うところが、それは当然やいうか、また、いろいろ意見、今でも出てきよるけど、これは我々の意見に同調する者もおるだろうし、その中で、全会一致やということは絶対ない。できたもんは、これは立派なもんで、ただ、市民にそれをわざわざ、またどうですかということ言うことは、議員としていかなもんかなと、私

はそれだけ。そこまでへりくだって、市民に言う必要はないと。

○柏木 剛委員長 どうぞ、御意見。蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれベテランの議員と、またニューウエーブの議員と、やっぱり若干意見の違いがあるというのは、これは当然だろうと思うんです。私も森上委員と同期の中で、やっぱりパブリックコメントとると。修正という、本当に説得力のあるものであれば受け入れないと、それはやった意味がないと。説得力があるかないかということがかぎであって、そういう姿勢というのは、やっぱり議会基本条例の中にも入っている姿勢だと思いますので、そこは大事にするべきじゃないかなというふうには思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 あとは委員長が、この場の空気を察して判断してもうて、全協へ出していくんやと。絶対ルールは交差しません。意見聞いたら、最後は委員長が判断してください。

○柏木 剛委員長 委員長の立場としては、皆さんの御意見を。
印部委員。

○印部久信委員 満場一致言われても。そっちへ行かれへん。主義主張がよ。空気を察してもらって判断してよ。

○柏木 剛委員長 大体の空気は察しながらというのが委員長の役目だと思っとなんですけども、やっぱり委員会としては、全協に出す以上は、みんなが全体として一致したという。
印部委員。

○印部久信委員 満場一致はいかんいうねん。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 少数意見で報告したらええねん。それはほかの委員会でもあるねんから。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、阿部委員言われたように、委員会であつたら、普通採決とって、少数意見の留保ということになると思うんですけど、僕は、ここでは採決は要らんとするんですよ。ただ、確かにそういう意見が出ておるのは確かなんで、それは報告してもらってええと。あとは、僕も基本的には、案として市民に示して、目からうろこが落ちるような思いもつかなかつたような、もし意見が出てきたら、それはまたここで検討して、直すべきは直すというスタンスでパブリックコメントをとるというスケジュールを組まれたらええと思うんです。

○柏木 剛委員長 じゃあ、ちょっとあれですけど、そのときに全協の場で、一応、私はこんな中間状況と、この条文について報告して、こうなりましたと、いろいろ委員会で長年やってきたやつがこうなりましたということをして、ついでに、次のステップとしては、やはり一応、条例上程までにはパブリックコメントをとりたいと思っているという話をすると。そのときに意見を求めるという格好ですか、それとも。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはこの中で長いことやってきたという中で、少数とはいえ、パブリックコメントには否定的な委員もおるということを言うてもうて、そら、大方の人が委員長、副委員長が言われるようなことが、それはそれでええと言うたら、我々はそんなこと一々、まだこれはこうじゃ言うて、まぜ返すつもりもないということをお願いよるのやけど、そういうことを言うてやってほしいと。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから、全協で多数決とるというのはなじまないと思うんで、今言うように報告されて、雰囲気を見られて、判断されたらええと思う。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 採決をとらずに、よくある手法として、委員長、副委員長一任と。議論が分かれば、これはそういうことはよくありますから、そういうことを含みにしてまとめられたらどうですか。

○柏木 剛委員長 それは全協の場の話ですか。

○蛭子智彦委員 全協の場でも、ここでも。意見が分かれたときは、委員会も全協も、そこはトップにお願いするということではか終わりようがないと思うんです。

○柏木 剛委員長 わかりました。
印部委員。

○印部久信委員 ここは、私が今言ったように、委員会の雰囲気は委員長、副委員長が察してもうたらええんちゃうか。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 紛糾することは、かなりの確率あるよって、今までこない言よるねんで。そこらもやな、委員長わかってもらわな。わしらのこと、大体当たつとんねん。それはとんでもないことしよるといような意見もあるわけや。紛糾するのはわかつとんねん、はっきり言うて。ほんまの100点満点と、ええとこの基本条例私はそう思う。市民に、前もって、今度意見とらんかといようなことが問題になつとるねん。大きな問題でないと思うで。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 3番よ。これは一体どないいう意味よ。

○柏木 剛委員長 執行部への申し入れ。
印部委員。

○印部久信委員 執行部への申し入れについて、これどないいうこと。

○柏木 剛委員長 これは何点か、執行部とこの条例上程する前には確認し合っておく必要があるんじゃないかということです。
印部委員。

○印部久信委員 それがわからんのよ。何よ。
議員発議する条例を執行部と調整するというのは、一体何事よ。

○柏木 剛委員長 調整というのは、申し入れ的な意味です。
印部委員。

○印部久信委員 何を申し入れせんなんの。

○柏木 剛委員長 3つぐらいありますね。
印部委員。

○印部久信委員 言うて。これが意味がわからん。

○柏木 剛委員長 一問一答、それから議決事件の拡大、それから説明料の追加、この
3つです。
印部委員。

○印部久信委員 こんなことは議員発議する議会基本条例において、執行部が、そした
ら、ぐあい悪い言うたら、これはできへんのか。議員発議する条例は、執行部のお墨つき
なかったら条例で発議できらんいうて、こんなばかなことないぞ。

そうだ、法律だけの問題であつたら、執行部やこと何じゃ関係ないでか。事務局がおる
でか。事務局の中でしてもうて、これは違法ですよ言われたら、委員会の中で、当然考え
らんなんけど、執行部にこれでよろしいですか、何を言いよるねん、それこそ、これは一
番大事な二元代表制というのを既に、おまはん、議会は放棄しとんでねえか。そんなばか
なことないと思う。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、最終的に完成に行くラストの段階で、市のほうの法制は通ったと。
もう一段階の上の県の法制も、参考に意見を聞いとくというぐらいでええんじゃないです
か。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 執行部に申し入れて、このことはこんでよろしいですかや言うたら、
二元代表制の一方の議会が議員発議の条例やことできへんでえか。議員発議で、もっとひ
どいのは、市長を不信任かけるときに、市長にかけますよ、よろしいですかと相談に行き

よるのと一緒やで。議員発議するやつを執行部が何を思とるか関係ない。議会が思とることを発議して、条例化するねん。執行部は関係ないぞ。そんなこと言いよったら、議会二元代表制みずから放棄しとる。この議会基本条例なんてやめといたらええ。みずから放棄しとる。そんなばかなことやめてよ。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 印部委員の言ってることを言っているんじゃないんですよ、この申し入れは。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 何を言いよるの。何を申し入れるの。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 1つは、自治法の議決事件の追加に関しては、前も十分審議したと思うんですけども。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは自治法に載とることやさかい、もし我々が違とったら議会事務局がチェックしてくれたらええでないか。執行部は関係ない。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 これはこういう突っ込んで一つ一つやるのか、今回は、我々としては計画的な、決めましたよね。そこまで深く決めずに、これだと何と書いてあるんですか、総合的なものについての議決を行う。それ以外については協議するだったかな。そういう条文がありますんで。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなんやったら執行部と協議するやいう条例であつたら、これはやめとかんか。その分削らんか。とんでもない話や。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 11条かな。拡大する場合はよ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、どっちにしても議会基本条例こしらえるのに執行部と常々調整して話せんかやいう、そんな条例あれへん。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 11条の2です。市長等と協議するものとするという条文があるんですよ。これ読んでもうて。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、もうやめらんか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ここはやっぱり自治法の問題にのっとれば協議するんですよ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議決事件の拡大について、協議する。そんなんあかん。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それが1つと、もう1つは。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは調整いうよりも、こう決めましたよということだけでいいと思います。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そういうことで行きますよ。印部委員の言いよることをまだ言うとするんじゃないですよ。そういうことで行きますよと。あかんと言うても、我々が行きますよと。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、我々は執行部と相談とか申し入れやいうことをすることはないやいうねん。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 通告でもいいです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議会の基本条例づくりよるのに、執行部と協議せんなんことなどないというねん。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もう1つは、政策等の形成過程の説明に資料を出せということも決めましたよね。この辺もいろいろ向こうの準備もあるし。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなん関係ない。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 どういうものを出すかというのは、きょう言うて、あした出せということになるのも、ちょっと酷かなと、我々としては。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは多少余裕を持って、時間的余裕は要るけど。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その辺のことも、いきなりきょう言うて、あした出せではちょっと我々としても厚かましいんで、多少は余裕を持たせてあげなければならない。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは構わんけど、とにかくこの条例を。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そういう通告もします。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この条例をつくる上に、執行部と協議せんなんことはないというねん。そんなことしよったら、執行部の下請になるというねん。二元代表制が崩れるねん。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 3つ目は、反問権を認めてますので、何でもかんでも反問できるんかということではないぞと。そういうことも十分。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 反問権は認めとるから、もし向こうが使うときには、議会事務局とか、議会に相談したらええねん。どこまで使えるのかということや。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 議長、委員長の許可もらえればできるわけですから。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうだ。それでええでか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 そういうことも事前に言うってやらんと、言うとくだけですよ、向こうと相談するわけちゃうんで。その程度に考えといてもらったらええので。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議会の基本条例をつくるときに、執行部と申し入れして、協議するやということはとんでもないことです。

○柏木 剛委員長 了解です。3番はカットします。あくまでも通告で、上程して可決された後、通告するというスタイルで。そう考えます。
印部委員。

○印部久信委員 そないせんと二元代表の意味がないで。

○柏木 剛委員長 そしたら、今の件、3番はなしで。採決後の話で。議会は通告します。

次ですけども、議員協議会ということで、6月21日の議会最終日に全協を開いてほしいというふうに申し入れしようと思っています。そこのところで、我々のやってきました基本条例の原案について、こうなりましたということを確認いただくのと、これからについてパブリックコメントを求めるということについての提案といいますか、提起します。そんなことで。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 パブリックコメントを求めることを委員長が報告してもらわなあかんけど、もう一遍ここで確認しといてもらわんと、最終確認ね、私のほうからちょっとまとめ言いますけども。

委員長のほうとしては、森上委員や原口委員が言われたように、そういう意味で意見が

あれば、重要な意見があれば変更するという用意は持ってますと。そういう議論しましたが、中には反対意見もありましたと。そういうことをする必要はないというような阿部委員や印部委員の言われたやつも紹介してもらって、最終的には、委員会としてはパブリックコメントを求めますということになりましたということを、そういう2つきっちりと言っておかないと、せっかく阿部委員や印部委員ようけ言うてくれとるので、それを紹介。

○柏木 剛委員長 そんな感じでよろしいでしょうか。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それでええですね。

○柏木 剛委員長 印部委員、よろしいですか、そういうことで。

○印部久信委員 結構でございます。

○柏木 剛委員長 一応、委員会としてはその報告でということで。反対意見がありましたということは、それは出るのは当然の部分だと思っております。

じゃあ、そんなことで、6月21日、次回、全協でということで、御協力よろしく願いします。

じゃあ、これをもちまして閉会します。

ありがとうございました。

(閉会 午後 2時45分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 6月13日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛